# 企画競争説明書

## 【企画競争】

業務名称:資源・エネルギー分野課題別研修に関する支援業務

調達管理番号: 20a00958

第1 競争の手順

第2 業務仕様書(案)

第3 プロポーザルの作成要領

第4 見積書作成及び支払について

第5 契約書(案)

別添 様式集

注)本案件のプロポーザル及び見積書等の提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。

なお、提出方法及び締切日時は「4. 担当部署等(2)書類授受・提出方法 及びスケジュール」をご覧ください。

> 2021年1月6日 独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部

## 第1 競争の手順

本件に係る公示に基づく企画競争については、この企画競争説明書によるものと します。

なお、緊急事態宣言終了後も引き続き新型コロナウイルスの感染防止のため、従来の書面(郵送)による手続きに代えて電子メール(以下、メールと記載)及び GIGAPODによる手続きを原則とするとともに、押印などの条件も緩和します。

## 1. 公示

公示日 2021 年 1 月 6 日 調達管理番号 20a00958

※各種申請書等の様式に「国契番号」とある場合には、上記の「調達管理番号」 に読み替えてください。

## 2. 契約担当役

本部 契約担当役 理事

## 3. 競争に付する事項

- (1)業務名称:資源・エネルギー分野課題別研修に関する支援業務 (企画競争)
- (2) 業務内容:「第2 業務仕様書」のとおり
- (3)業務履行期間(予定): 2021年2月下旬から2022年3月下旬(複数年度契約)

## 4. 担当部署等

(1) 書類等の提出先

選定手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、 本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります(以降の文中で参照先に しています)。

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部契約第三課

【電話】03-5226-6609 【FAX】 03-5226-6324

【メールアドレス】e sanka@jica.go.jp

- (2) 書類授受・提出方法スケジュール
  - 1) 書類授受・提出方法

メール、GIGAPODによる書類の授受方法の詳細については JICA HP に掲載している「説明書等の受領方法および資格確認申請書・プロポーザル・見積書

「の電子提出方法」(以下、「電子提出方法のご案内」と記載)をご覧ください。 URLは以下のとおりです。

https://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/ku57pq00002m0zt7-att/ku57pq00002mohlz.pdf

2) 選定手続きのスケジュール及び方法2

メールによる連絡/添付ファイル送付、GIGAPODによるファイルの授受を行う際には別紙「手続・締切日時一覧」及び1)に記載したURL(電子提出方法のご案内)の内容をもとに手続きを行ってください。

3) 代表者印または社印を原則とする書類の押印が困難な場合の手続き機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、下見積書、プロポーザル、委任状および見積書については、全て代表者印又は社印の押印を原則とします。

ただし、押印が困難な場合は、機密保持誓約書を除き各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、 社内責任者より(もしくは社内責任者に cc を入れて)メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

また、企業体結成届に押印が出来ない場合、各社から代表者名による共同企業体参加表明書(様式は任意、押印はなくても可としますが組織的承認を得ている旨の記載を本文に入れてください)を各社から取り付けることで押印に代えることも可とします。

## 5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則 (調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体 の構成員や選定の代理人となること、契約の下請負人(業務従事者を提供する ことを含む。以下同じ。)となることも認めません。

- 1)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。
- 2)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年 規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者 具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構 成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集 団等を指します。
- 3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて いる者

\_

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 企画競争においては、「技術提案書」を「プロポーザル」、「入札書」を「見積書」にそれぞれ読み替えてください。

<sup>2</sup> 脚注1. に同じ。

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日。ただし、競争参加資格確認を 事前に行う場合は資格確認申請書の提出締切日。以下同じ。)に措置期間 中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)まで に措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

## (2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1) 全省庁統一資格 令和01・02・03年度全省庁統一資格で「役務の提供等」の資格を有 すること。<sup>3</sup>
- 2)日本国登記法人 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

## (3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。 共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式集参照)を作成し、 競争参加資格確認申請書(各社ごとに必要です)に添付してください。結 成届には、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

## 2) 再委託

- a)再委託は原則禁止となりますが、一部業務の再委託を希望する場合は、 プロポーザルにその再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述してく ださい。
- b )再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない 補助的な業務に限ります。
- c )当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結する ことや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを 行うことはありません。
- d )なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能 です。

## (4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、以下の1)を提出してください。 提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

<sup>3</sup> 平成31・32・33年度は令和01・02・03年度に読み替えてください。

## 1)提出書類:

- a ) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)
- b ) 全省庁統一資格審査結果通知書(写) 令和O1・O2・O3年度全省庁統一資格審査結果通知書(写) (等級は問いません)
- c ) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
  - 共同企業体結成届
  - ・共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記 a)、b))
- 2) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知しますので、<mark>別紙「手続・締切</mark> 日時一覧」をご覧ください。

## 6. その他関連情報

該当なし。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

- (1)業務仕様書の内容等、この企画競争説明書に対する質問がある場合は、<mark>別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式</mark>(別添様式集参照)に記載のうえ提出ください。
- (2)公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3) 上記(1) の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、 以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略し ます。

国際協力機構ホームページ (https://www.jica.go.jp)

- →「調達情報」
- →「公告・公示情報」
- ( https://www.jica.go.jp/announce/notice/index.html )
- →「主として国内対象」から該当する調達項目を選んでください。
- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。 見積金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

## 8. プロポーザル・見積書の提出等

(1) 新型コロナウィルスの感染防止のため、プロポーザル(押印写付)・見積書(押 印写付)とも、電子データでの提出を原則とします。 別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

なお、<mark>プロポーザル、見積</mark>書とも GIGAPOD で同時に提出いただきますが、それ ぞれのパスワードをメールで機構に送付するタイミングが異なります。<mark>プロポーザル</mark>のパスワードは<mark>プロポーザル</mark>提出と同じタイミング、見積書のパスワー ドは交渉順位決定時となりますので、後者の送付にあたっては機構からの連絡をお待ちください。

## (2)提出書類:

プロポーザル (押印写付)

「第3 プロポーザルの作成要領」及び下記サイトに掲載の「プロポーザル 参考様式」を参照して下さい(プロポーザル参考様式はあくまで参考です ので、「第3 プロポーザルの作成要領」の要求を満たしていれば、必ずし も厳格に様式を利用する必要はありません)。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html

## 2) 見積書(押印写付)

見積書は任意様式とします。経費項目については、「第4」見積書作成及び支払について」を参照下さい。また、<mark>見積書はプロポーザルと同時に提出してください。</mark>

- 見積書の表紙については上記ア.に記載のサイトに掲載の様式をご使用く ださい。
- ・ 見積書については、応募者の名称又は商号並びに代表者の氏名による見積 書とし、代表者印又は社印を押印して下さい。
- 日付はプロポーザル提出日として下さい。

## (3) その他

- 1) 一旦提出されたプロポーザルは、差し替え、変更又は取り消しはできません。
- 2) プロポーザル及び見積書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。
- 3) 契約交渉相手先には(2)提出書類の原本(押印付)を別途、提出頂きま す。提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。
- (4) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後に提出されたとき。
- 2) 記名、押印がないとき。
- 3) 同一応募者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき(虚偽の記載をしたプロポーザルの提出 者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります)。
- 5)前各号に掲げるほか、本プロポーザル方式選定説明書に違反しているとき。

## 9. プロポーザルの評価結果の通知

- (1) プロポーザルは、当機構において審査しプロポーザルを提出した全者に対し、 別紙「手続・締切日時一覧」に則し、結果を通知します。通知指定までに結果 が通知されない場合は、上記4. 窓口にメールでお問い合わせ下さい。
  - なお、プロポーザルが不合格であった競争参加者の見積書電子データは、当機構にて責任をもって削除します。
- (2) プロポーザル評価の結果、契約交渉の相手先として選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができます。詳細は、「14. その他(6)」を参照下さい。

## 10. プロポーザルの評価及び契約交渉順位の決定方法

(1) 評価項目・評価配点・評価基準 「第3 プロポーザルの作成要領」別紙評価表参照。

## (2)評価方法

「第3 プロポーザルの作成要領」別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価(小数点以下第三位を四捨五入します) し、合計点を評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価 値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行 が十分期待できるレベルにある。	80%
当該項目については一般的なレベルに達しており、 業務の履行が十分できるレベルにある。	70%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達 していないが、業務の履行は可能と判断されるレベ ルにある。	60%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が 困難であると判断されるレベルにある。	50%以下

なお、プロポーザル評価点が50%、つまり200満点中100点(「基準点」という。)を下回る場合を不合格とします。

## (3)契約交渉順位の決定方法

プロポーザルの評価点が最も高い者を交渉順位1位とします。なお、評価点が 同じ者が2者以上あるときは、抽選により交渉順位を決定します。

## 11. 契約交渉

- (1) プロポーザル評価結果に基づき契約交渉順位1位の社から契約交渉を行います。
- (2) 契約交渉は「4.(1) 書類等の提出先」.の所在地にて実施します。
- (3) 契約交渉に当たっては、当方が提示している業務仕様書(案)及び提案頂いた内容に基づき、最終的な委託業務内容を協議します。
- (4) また、当機構として契約金額(単価)の妥当性を確認するため、見積書金額の 詳細内訳や具体的な根拠資料を提出いただき、各業務に係る経費を精査します。

## 12. 最終見積書の提出、契約書作成及び締結

- (1)「11. 契約交渉」により合意に至った者は、速やかに合意された金額の最終見積書を提出するものとします。
- (2)「第5 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結します。契約保証金は免除します。
- (3)契約条件、条文については、「第5 契約書(案)」を参照してください。なお契約書(案)の文言に質問等がある場合は、「7. 企画競争説明書に対する質問」の際に併せて照会してください。

(4) 契約書附属書 II 「契約金額内訳書」(「第5 契約書(案)」参照)については、見積金額の内訳等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

## 13. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</a>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1)公表の対象となる契約相手方取引先 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
    - a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、 又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
    - b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
  - 2) 公表する情報
    - a)対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
    - b)直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
    - c)総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
    - d ) 一者応札又は応募である場合はその旨
  - 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きま

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益 法人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構 の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 14. その他

- (1)機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件 業務のプロポーザル及び見積書を作成するためのみに使用することとし、複写 または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) プロポーザル等は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う 目的以外に使用しません。
- (3) 採用となったプロポーザル等については返却いたしません。また、不採用となったプロポーザル及び見積書の電子データ (PDF のパスワードがないので機構では開封できません) については、機構が責任をもって削除します。
- (4) プロポーザル等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に従い、適切に管

理し取り扱います。

(5)競争参加資格がないと認められた者、プロポーザルの評価の結果契約交渉の相手先として選定されなかった者については、その理由についてそれぞれの通知日から2週間以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4.担当部署等(1)書類等の提出先」までご連絡ください。

## (6)辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後にプロポーザルを提出されなかった者に対し、メール添付の PDF で辞退理由書の提出をお願いしております。辞退理由書は、当機構が公的機関として競争性の向上や業務の質の改善につな

げていくために、内部資料として活用させていただくものです。つきましては、 ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご 了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一 切ありません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的とし ているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見を お聞かせいただければ幸いです。辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

## 第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下、「JICA」)が実施する「資源・エネルギー分野課題別研修に関する支援業務」に関する業務の内容を示すものである。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施する。

## 1. 業務の背景・概要

近年、通信技術やソフトウェアの発展に伴い、大学等の教育機関では遠隔での講義が実施されるなど、オンラインでの人材育成が本格的に導入されつつある。これらは、リアルタイムで配信される講義を受講して学ぶ同時双方向型<sup>4</sup>と、予め用意した動画などの教材を使用して学ぶオンデマンド型<sup>5</sup>に大きく分けられる。更に、両者を組み合わせることで研修効果を高めることも想定され、効果的な遠隔研修を実施していくためには、講義や課題の提供方法、進捗管理、研修成果の評価など、多岐に亘るノウハウを蓄積していく必要がある。

JICA は技術協力の一環として課題別研修を実施しているが、2020 年初頭より世界規模で拡大している新型コロナウイルス感染症の影響により、開発途上国からの研修員が来日して実施する従来の対面型の能力開発が実施できない状況となっている。今後、JICA では研修員の来日が可能となるまでの間、課題別研修を可能な限り同時双方向型で提供する方針としており、資源・エネルギー分野においても、如何に効果的に研修を実施していけるのか検討していく必要がある。また、オンデマンド型での研修プログラム開発についても、JICA が支援する各分野で検討が進められており、資源・エネルギー分野においても、同時双方向型での課題別研修との組み合わせを含め、効果的な使用方法について検討していくことが求められる。これら遠隔での研修については、将来的に研修員の来日が可能となった後も、従来の対面型での能力開発と組み合わせながら、研修の効果を上げていくことが考えられる。

上記背景のもと、本業務は JICA 社会基盤部資源・エネルギーグループ(以下「当グループ」という。)が主管する課題別研修(別添)を対象として、効果的な遠隔実施の方法を検討・提言するものである。具体的には、遠隔での効果的な能力開発手法について整理した上で、JICA 課題別研修の実施状況について現状把握・課題分析を行い、今後の方向性について検討・提案を行う。加えて、電力・エネルギー分野における主要な課題について、オンデマンド型の研修プログラム及び教材を開発し、パイロット的に実施する。また、既存の課題別研修の遠隔化を支援するため、研修デザインや実施方法における工夫等について、研修委託先が参照できるガイドライン等の資料を作成するとともに、ノウハウ共有のためのセミナー開催や個別のコンサルテーションを通した助言を行う。課題別研修の遠隔化支援に当たっては、開発したオンデマンド型の研修教材についても、活用を検討するとともに、従来の対面型と組み合わせた場合の効果的な研修デザイン・実施方法についても提言する。

なお、本業務は、遠隔での能力開発について近年の技術進歩等を念頭に置きつつ、可能な限りフロンティアを切り開くことを目的とし、この観点から課題別研修にとどまらず、技術協力全般の実施方法への改善についても示唆が得られるものとなるよう

<sup>4</sup> オンライン会議ツールを活用し、オンライン上で講師及び受講者が接続し、双方向的な講義を実施する遠隔研修の形式のひとつ。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 動画教材や課題をLearning Management System (LMS) から研修員がアクセスして受講する、自己学習を中心としたの遠隔研修の形式のひとつ。

留意する。

## 2. 業務の目的

- (1) 能力開発手法全般について体系的に整理し、その中での研修(対面、遠隔)の 位置づけ、有効活用方法を明らかにする。
- (2) 資源・エネルギー分野の課題別研修について現状把握、ニーズ・リソース面からの課題分析を行い、今後の方向性に係る検討・提案を行う。
- (3) 電力・エネルギー分野における主要な研修について、オンデマンド型の研修プログラム及び教材を開発し、パイロット的に研修を実施する。
- (4) 既存の課題別研修の委託先が遠隔配信を行う際に、研修デザインや実施方法における工夫等について、研修委託先に対する参考資料の作成やコンサルテーションを行う。

## 3. 業務期間

2021年2月下旬から2022年3月下旬

## 4. 業務の内容

- (1) 能力開発における研修(遠隔研修含む)活用方法の整理
  - ① 能力開発手法の体系的な整理

セクター横断的な視点から、効果的な能力開発における各種手段(講義、机上・ 実技演習、ケースメソッド、現場視察、On-the-Job Training (OJT) など)を洗い 出す。伝達する知識・技能の種類等の違いを踏まえ、上記手段のうち適切な組み合 わせを整理する。適宜、広く大学等の教育機関や職業訓練機関、資格取得支援機関 などが採用する手段に加え、本邦電力会社などにおける能力開発プログラム・研 修体系も参考とする。

② 新技術の活用可能性の検討

遠隔での能力開発について、教育現場や企業で実際に利用されている方法や最新の技術(ドローン、バーチャルリアリティー、リモートアシスト等)を調査し、活用が想定される場面、導入に係るコスト、利点・欠点等を整理する。

③ JICA 研修の効果的な活用方法の検討

上記を踏まえ、本邦研修(課題別研修・国別研修)及び遠隔研修(同時双方向型、オンデマンド型)のそれぞれについて、能力開発の手段としての効果的な活用方法を提案する。

(2) 資源・エネルギー分野の課題別研修の現状把握・課題分析と今後の方向性検討

① 現状把握・課題分析

別添に示す当グループが実施する課題別研修に関し、主な受け入れ国 20 ヶ国程度を選定の上、先方政府機関(研修窓口、研修員派遣元機関)、帰国研修員、研修委託先、JICA 関係者等を対象としたアンケートやインタビュー等の調査を行い、研修実施に係る現状・課題を整理・分析する。なお、アンケート調査対象者は1ヶ国当たり20~30 人程度を想定するが、効率的に実施できるよう電子メールによる配布を前提とする。具体的な調査対象者や実施方法詳細は、業務開始後に JICA と相談の上確定することとするが、調査のデザインに当たっては特に以下の項目が整理・分析の対象に含まれるよう留意する。また、アンケート調査の

結果を踏まえて、追加的な情報収集が有意義と考えられる場合、インタビュー調査を実施する(全体で 10~20 名程度を想定)。

<相手国関係者(政府機関、帰国研修員等)に対する調査に含める項目>

- 資源・エネルギー分野における他ドナーが実施する研修
- 上記と比較した場合の JICA 課題別研修の長所/短所
- 資源・エネルギー分野でニーズが高い/低い研修テーマ
- 海外研修に求める付加価値
- ・ 遠隔研修への参加に対する関心
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う海外研修の参加方針
- 課題別研修参加を通した成果発現に向けた課題(研修成果としてのアクションプラン実施に当たっての課題など)
- 課題別研修参加者が帰国後に具体的な効果を上げた好事例抽出

<本邦関係者(研修委託先等)に対する調査に含める項目>

- ・ 課題別研修への取り組み方針
- 遠隔研修への取り組み方針
- 遠隔研修を実施する上での課題
- その他、課題別研修(対面形式含む)を受託・実施するに際しての課題

## ② 今後の方向性検討・提案

上記検討結果を踏まえ、各コースの個別または複数のコースに共通する課題を抽出し原因分析を行う。また、可能な範囲で契約期間中に開催される遠隔ベースでの課題別研修に出席する。これらを通し、今後の課題別研修コースの方向性について以下に関する提案を行う。

- 将来的な研修ラインナップの方向性(①「テーマ」と「研修方法(来日、遠隔(同時双方向、オンデマンド)等)」の効果的な組み合わせを検討、②大学等の新規リソースの活用可能性も検討)
- コース構成、教授方法、技術活用などの改善策(実地研修における講義・ 討議・視察・発表の有効的な活用方法等を含む)
- JICA 課題別研修の付加価値向上に向けた取り組み(JICA 外の既存プログラム/資格とのタイアップ等)
- 帰国後のネットワーキングの改善策(特に資源・エネルギー分野帰国研修員の名簿管理、SNS活用可能性、帰国研修員の研修リソースとしての活用、フォローアップの活性化等について)
- その他、課題別研修の付加価値を高めるために実施すべき取り組み

## (3) オンデマンド型の研修プログラムの作成・実施

電力・エネルギー分野におけるオンデマンド型の研修プログラムを作成し、各テーマについて1回ずつパイロット実施を行う。対象とするテーマ設定・範囲や具体的な実施方法については JICA と相談の上、最終確定するが、現時点では以下の3つのテーマを想定する。パイロット研修の受講対象者としては、実施中の技術協力のカウンターパートや JICA 研修の帰国研修員、JICA 在外事務所のナショナルスタッフ等を想定し、JICA が別途調達する Learning Management System (LMS) (2021 年 3 月導入予定)を通した配信を念頭に置く。

- ① 日本の電力事業の概要
  - 目標:日本の電力システム及びエネルギー政策の特徴を説明できるよう

になる。

・期待される成果

成果1:基本的な電力に関する統計データをもとに日本の電力システムを理解する。

成果2:日本の電気事業の運営体制について理解する。

成果3:近年の日本のエネルギー政策の動向について理解する。

・研修形態: 小テストなどの理解度確認を含む。自己学習を基本とし、1日間程度で受講完了できる規模を想定する。

## ② 送変電技術 (概論)

目標:送変電技術に関する基礎を身につける。

期待される成果

成果1:送変電設備の計画・設計に関する基本的な原理・考え方を理解 する。

成果2:送変電設備の工事に関する基本的な知識を習得する。

成果3:送変電設備の維持管理に関する基本的な知識を習得する。

・ 研修形態: 小テストなどの理解度確認を含む。また実践に近いデータの 分析等を含むケーススタディを含む。自己学習を基本とし、1~2 週間 程度で受講完了できる規模を想定する。

## ③ 配電技術 (概論)

目標:配電技術に関する基礎を身につける。

期待される成果

成果1:配電網整備に係る計画・設計の基本的な原理・考え方を理解する。

成果2:配電網整備に係る工事の基本的な知識を習得する。

成果3:配電網の維持管理に係る基本的な知識を習得する。

・ 研修形態: 小テストなどの理解度確認を含む。また実践に近いデータの 分析等を含むケーススタディを含む。自己学習を基本とし、1~2 週間 程度で受講完了できる規模を想定する。

## (4) 実施中の課題別研修に対する遠隔化支援

① 遠隔実施支援のためのオンラインセミナーの開催

課題別研修を同時双方向型の遠隔研修として実施する場合を想定し、研修デザインや実施方法における工夫等について共有するため、研修委託先や JICA 関係者等を対象としたオンラインセミナーを実施する(1回2時間程度)。主な対象項目は以下の通り。

- 遠隔での能力開発の基本的な手法
- ・ 教材を作成する際の注意点や効果的な使用方法
- オンラインで双方向の講義・ディスカッションを実施する際の注意点や 効果的な実施方法
- オンラインで技能研修を実施する際の注意点や効果的な実施方法
- ② 遠隔での能力開発のためのガイドラインの整備 遠隔で人材育成を実施する際のノウハウをまとめたガイドラインを作成す る。対象者及び利用目的は、上記①で実施するセミナーと同じとする。
- ③ 個別の課題別研修に対するコンサルテーション

- ・ 実施中の課題別研修でオンライン講義を行う際、進め方や教材開発等において、研修委託先の講師ら関係者に対する支援を行う。支援の内容としては以下の項目を想定する。オンライン講義を行う際の進め方や教材開発に関する助言
- 遠隔研修と本邦研修を組み合わせた研修を実施する際の構成、教授方法、 技術活用に関する助言
- ・ 研修への参加インセンティブ強化の仕組み作り(本邦研修前の事前オンデマンド研修による来日可否の決定、オンラインでのフィードバック、ファシリテーション、ゲーム性の加味等)などの改善策実施に関する助言

## 5. 業務実施上の留意事項

## (1)課題別研修の実施体制

JICAが実施している研修事業の概要についてはJICAホームページに掲載されている「研修員受入事業及び研修委託契約の概要」を確認のこと。記載されている研修実施体制は、研修員の来日を前提としたものであるが、遠隔研修化する場合も同体制の下で実施することが想定されている。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\_japan/ku57pq00001zekwt-att/guideline summary.pdf

## (2) オンラインでの関係者とのやり取り

本業務では、既存の課題別研修に関するアンケート調査やヒアリング調査、実施中の課題別研修の遠隔化に係る研修委託先に対するコンサルテーション等が含まれる。業務を実施する際は、当グループの他にも、JICAの国内機関及び在外事務所、先方政府機関、帰国研修員、研修委託機関、研修監理員等の多様な関係者とやり取りすることが想定される。これらの業務は関係者の居住地(国内外)によらず、基本的にメールやオンラインツールを利用して実施することとする。

## (3) オンデマンド研修教材の作成について

本業務では、上記4.(3)に示す通り、3つのテーマについてオンデマンド研修プログラムを設計し、教材を作成する。教材として動画を活用する場合、映像の撮影・編集等について再委託することを認めるが、教材の内容については受注者が責任をもって確認することとする。

## (4) オンデマンド研修教材の著作権について

本業務では、上記4.(3)に示す通り、オンデマンド研修プログラムを設計し、 教材を作成する。作成した教材の所有権については、業務終了後 JICA に移転す る。教材内に本業務の受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注 者は、これら著作物を JICA が利用するために必要な許諾を与えるものとし、第 三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三 者から JICA への利用許諾を得るものとする。

## (5) 研修体系について

4. (2) の課題別研修の方向性の検討に際しては、広く大学等の教育機関や職

業訓練機関、資格取得支援機関などが採用する手段に加え、本邦電力会社などに おける能力開発プログラム・研修体系も参考とすること。

## 6. 成果物・業務提出物等

## (1)報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、業務完了報告書とする。

① 業務計画書

記載事項:業務の実施方針・内容・手法・作業計画等

提出時期:業務開始後2週間以内

部数:和文2部、電子データ

② 業務進捗報告書

業務進捗に関する月次報告書及び業務従事記録

③ 業務完了報告書

記載事項:全業務結果提出時期:2022年3月

部数:和文2部、英文2部、電子データ

## (2) その他提出物

① 遠隔での能力開発のためのガイドライン

記載事項:「4. 業務の概要」(4)②にて規定される事項

提出時期:ガイドライン作成完了時 部数:和文2部、英文2部、電子データ

② オンデマンド研修の教材及び関連資料

記載事項:「4.業務の概要」(4)③にて規定される事項

提出時期:教材作成完了時

部数:電子データ

③ 議事録等(随時)

記載事項:関係機関(国内外)との面談及び各種説明・協議にかかる議事録、

関連会議・検討会の開催時資料等

提出時期:随時

## 7. 業務量目途と業務従事者の構成

(1)業務量目途

約310人日

- ※「4.業務の内容」に示す項目毎に想定する業務量内訳の目安は以下の通り。
- ・ 「(1) 能力開発における研修(遠隔研修含む)活用方法の整理」: 約 40 人日
- 「(2)資源・エネルギー分野の課題別研修の現状把握・課題分析と今後の方向性検討」:約60人日
- ・ 「(3)オンデマンド型の研修プログラムの作成・実施」: 約 150 人日
- 「(4) 実施中の課題別研修に対する遠隔化支援」:約60人日
- (2)業務従事者の構成

本業務には、総括他計6名の業務従事者の配置を想定するが、受注者は業務内

容を考慮の上、適切な業務従事者の配置を提案できる。ただし、総括と電力セクター人材育成を担当するものは含めること。

- 1) 総括/インストラクショナルデザイン
- 2) 研修計画
- 3) 遠隔指導技術
- 4) 電力セクター人材育成
- 5) 送変電技術
- 6) 配電技術

## 8. 支払条件

報酬については、契約上の日数を上限として実際に要した業務日数に報酬単価を乗じた金額を算出する。直接経費は、領収書等の証拠書類に基づき精算を行う。

なお、精算は業務年度ごとの確定払いとし、各年度2月末に提出する業務進捗報告書とともに経費精算報告書を提出し、JICAによる検査結果通知に基づき請求書を発行すること。なお、管理費については当該期の業務人件費の総額に契約書に定める管理費率を乗じて精算・支払うこととする。

以上

別添:資源・エネルギー分野課題別研修一覧

資源・エネルギー分野課題別研修一覧

研修コース名	国内 機関	分野
島嶼国における再生可能エネルギー導入及びディーゼル 発電設備の最適運用	沖縄	電力
配電網整備(A) 系統運用事業者幹部職員研修(A)(B)		電力電力
未航連用事業有幹部職員研修(A)(D)   先進天然ガス利用技術	関西	<sup>甩刀</sup>  エネルギー
配電網整備(B)	KICI	電力
エネルギーの高効率利用と省エネの推進(A)(B)		エネルギー
掘削マネージメント		地熱/鉱業
高効率クリーン火力発電の推進		電力
再生可能エネルギー導入計画 -太陽光発電を例として-   (A) (B)	九州	電力
地熱エグゼクティブプログラム		地熱/鉱業
地熱資源エンジニア		地熱/鉱業
エネルギーの高効率利用と省エネの推進(C)		電力
ガスタービン・石炭火力発電のメンテナンス技術向上	中国	電力
バイオマス利用技術		エネルギー
│アフリカ地域多様な再生可能エネルギー導入時の系統安 │定化	中部	電力
電力系統計画		電力
JICA 資源コース(管理職向け)		地熱/鉱業
エネルギー政策(A)(B)	東京	エネルギー
水力開発の促進	木示	電力
電気事業経営		電力
鉱山開発における環境対策等研修	東北	地熱/鉱業
資源コース(RS/探査)	7/10	地熱/鉱業

## 第3 プロポーザル作成要領

プロポーザルの作成にあたっては、「第2 業務仕様書」に明記されている内容等をプロポーザルに十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認下さい。

## 1. プロポーザルの構成と様式

プロポーザルの構成は以下のとおりです。

プロポーザルに係る様式のうち、参考様式については機構ウェブサイトからダウンロードできます。ただし、あくまで参考様式としますので、応募者独自の様式を用いて頂いても結構です

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\_tend\_evaluation.html)

## (1) 応募者の経験・能力等

## ア. 類似業務の経験

- ① 類似業務の経験(一覧リスト)・・・・・・(参考:様式1(その1))
- ② 類似業務の経験(個別)・・・・・・・・(参考:様式1(その2))
- イ. 資格・認証等・・・・・・・・・・・・・・・(任意様式)
- (2)業務の実施方針等・・・・・・・・・・・・・・(任意様式)
  - ア. 業務実施の基本方針(留意点)・方法
  - イ. 業務実施体制(要員計画・バックアップ体制)
  - ウ. 業務実施スケジュール
- (3) 業務従事者の経験・能力等
  - ア. 業務従事者の推薦理由・・・・・・・・・・・・(任意様式)
  - イ. 業務従事者の経験・能力等・・・・・・(参考:様式2(その1、2))
  - ウ. 特記すべき類似業務の経験・・・・・・・・(参考:様式2(その3))

## 2. プロポーザル作成に係る要件・留意事項

本業務に係るプロポーザル作成に際して留意頂くべき要件・事項について、以下の とおり整理します。

## (1) 応募者の経験・能力等

自社が業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応募者の類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。

## ア. 類似業務の経験

類似業務とは、業務の分野、サービスの種類、業務規模などにおいて、蓄積された経験等が当該業務の実施に際して活用できる業務を指します。類似業務の実績を「様式1(その1)」に記載ください。原則として、過去10年程度の実績を対象とし、最大でも10件以内としてください。

また、業務実績の中から、当該業務に最も類似すると思われる実績(3件以内)を選び、その業務内容(事業内容、サービスの種類、業務規模等)や類似点を

「様式1(その2)」に記載ください。特に、何が当該業務の実施に有用なのかが分かるように簡潔に記述して下さい。

## イ. 資格・認証等

以下の資格・認証を有している場合は、その証明書の写しを提出願います。

- 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定またはプラチナ くるみん認定)
- 青少年の雇用の促進等関する法律に基づく認定(ユースエール認定)
- マネジメントに関する資格(IS009001等)
- 個人情報保護に関する資格 (プライバシーマーク等)
- 情報セキュリティに関する資格・認証(ISO27001/ISMS等)
- その他、本業務に関すると思われる資格・認証

## (2)業務の実施方針等

業務仕様書に対する、応募者が提案する業務の基本方針、業務を実施するために用いようとしている方法や手法などについて記述して下さい。記述は、10ページ以内を目途としてください。

## ア. 業務実施の基本方針 (留意点)・方法

業務仕様書について内容を理解のうえ、本業務実施における基本方針及び業務 実施方法につき提案願います。業務仕様書「4.業務の内容」のうち、特に以 下の点について提案願います。

- ④ 「(3) オンデマンド型の研修プログラムの作成・実施」において、オンデマンド型研修プログラムの受講者の受講率や理解度を高めるための工夫。
- ⑤ 「(4)実施中の課題別研修に対する遠隔化支援」中の「①遠隔実施支援の ためのオンラインセミナーの開催」において、追加的に想定される説明項 目(あれば)。
- ⑥ 「(4)実施中の課題別研修に対する遠隔化支援」中の「②遠隔での能力開発のためのガイドラインの整備」において、想定されるガイドラインの構成・内容。
- ⑦ 「(4) 実施中の課題別研修に対する遠隔化支援」中の「③個別の課題別研修に対するコンサルテーション」において、研修委託先の講師ら関係者に対する支援の内容として効果的と考えられる追加的な支援内容や留意事項。
- ⑧ 「(4)実施中の課題別研修に対する遠隔化支援」中の「③個別の課題別研修に対するコンサルテーション」において、試行的な導入の効果を検証することが有効と考えられる新たな技術(仮想現実(VR)<sup>6</sup>や拡張現実(AR)<sup>7</sup>など)が想定される場合は、プロポーザルにて提案する。
- ⑨ 「5.業務実施上の留意事項」に記載の通り、関係者との連絡をオンラインで行う際に有料のオンラインツールを利用する場合はプロポーザルに含めること。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 実物ではないが機能としての本質は同じであるような環境を、ユーザの五感を含む感覚を刺激することにより 理工学的に作り出す技術およびその体系。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 周囲を取り巻く現実環境に情報を付加・削除・強調・減衰させ、文字通り人間から見た現実世界を拡張するもの。

## イ. 業務実施体制(要員計画・バックアップ体制)

業務仕様書に記載の業務全体を、どのような実施(管理)体制(直接業務に携わる業務従事者のみならず、組織として若しくは組織の外部のバックアップ体制を含む)、要員計画(業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等)等で実施するのか、提案願います。

## ウ. 業務実施スケジュール

業務実施にあたっての作業工程をフローチャート・作業工程計画書等で作成願います。

## (3)業務従事者の経験・能力等

総括/インストラクショナル・デザイン<sup>8</sup>及び電力セクター人材育成を担当する業務従事者の方の経験・能力等(類似業務の経験、実務経験及び学位、資格等)について記述願います。

## ア. 業務従事者の推薦理由

応札者が、業務従事者を推薦する理由を、400字以内で記載ください。

## イ. 業務従事者の経験・能力等

以下の要領に従い、記載ください。

- ■「取得資格」は、担当業務に関連する取得資格について、その資格名、分野やレベル、取得年月日を記載するとともに、可能な限りその認定証の写しを添付して下さい。
- ■「学歴」は、最終学歴のみを記載ください。
- ■「外国語」は、英語の資格名を記載してください。また、保有する資格の種類、スコア、取得年を記載下さい。なお、認定証(取得スコアを含む)の写しがない場合には評価の対象となりません。
- ■「現職」は、現在の所属先の名称、所属先に採用された年月、部・課及び職位名を記載し、職務内容を 1~2 行で簡潔に記載して下さい。また、所属先の確認を行うため、雇用保険については、確認(受理)通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を記載して下さい。
- ■「職歴」は、所属先を最近のものから時系列順に記載し、所属した主要会社・ 部・課名及び主な職務内容につき、簡潔に記載ください。
- ■「業務従事等経験」は、現職の直前の所属先から新しい順に、所属先の名称、 所属した期間、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1~2行で、簡潔に 記載して下さい。
- ■「担当業務」については、各々の業務に従事した際の担当業務を正確に示す ようにしてください。
- ■「研修実績等」については、担当業務に関連する研修歴を記載し、可能な限りその認定書等の写しを添付願います。
- ■職歴、業務等従事経験が、「様式2(その1)」だけでは記載しきれない場合には、「様式2(その2)」に記入して下さい。

## ウ. 特記すべき類似業務の経験

記載にあたっては、当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から、業務総括者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似す

<sup>8</sup> 総括/インストラクショナル・デザインについては、二名に分けて提案することも可能です。

る内容が具体的に分かるように、「様式 2 (その 3)」に業務の背景と全体業務概要、担当事項及び当該業務との関連性について記載ください。

別添:評価表(評価項目一覧表)

## 評 価 表 (評価項目一覧表)

등까/프로 다	冠压甘维 (担上)	<b>本7</b> 上
評価項目	評価基準(視点)	配点
1. 応札者の経験・前	治力等	<b>4</b> 5
(1)類似業務の経験	<ul> <li>類似業務については実施件数のみならず、業務の分野 (内容)と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に 評価する。特に評価する類似案件としては、インスト ラクショナル・デザイン(教育設計)に関する各種支 援業務とする。</li> <li>概ね過去10 年までの類似案件を対象とし、より最近 のものに対し高い評価を与える。</li> </ul>	40
(2)資格・認証等	● 以下の資格・認証を有している場合に高く評価する。 ・マネジメントに関する資格(IS09001 等) ・情報セキュリティに関する資格・認証 (IS027001/ISMS、プライバシーマーク等) ・ 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」 ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」 ・若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」 ・その他、本業務に関すると思われる資格・認証	5
2. 業務の実施方針等	<b>F</b>	75
(1)業務実施の基本 方針(留意点)・ 方法	<ul> <li>業務の目的及び内容等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。</li> <li>提案されている業務の方法については、具体的かつ現実的なものか。</li> <li>その他本業務の実施に関連して評価すべき提案事項があるか</li> </ul>	50
(2)業務実施体制、要 員計画	<ul> <li>● 提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施 (管理)体制や要員計画が具体的かつ現実的に提案されているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。具体性のないあいまいな提案については、評価を低くする。</li> <li>● 要員計画について、外部の人材に過度に依存している場合、主要な業務について外注が想定されている場合には、評価を低くする。</li> </ul>	20
(3)業務実施スケジュール	● 具体的かつ現実的なスケジュール案が提示されている か。	5
3. 業務総括者の経験	· 能力	80
●総括/インストラク	'ショナル・デザイン <sup>9</sup>	50
(1)類似業務の経験	● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野	30

\_

 $<sup>^9</sup>$  総括/インストラクショナル・デザインについては、二名に分けて提出することも可とする。その場合の評価に関しては、総括については「(2)業務総括者としての経験」(配点10)、インストラクショナル・デザインについては「(1)類似業務の経験」(配点30)及び「(3)その他学位、資格等」(配点10)を評価項目として評価する。

(内容)と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に 評価する。特に評価する類似案件としては、インスト	
ラクショナル・デザイン(教育設計)に関する各種支	
ものに対し高い評価を与える。	
● 最近10 年の総括経験にプライオリティをおき評価する。	10
<ul><li>● 発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格、業務 経験などがあるか。</li></ul>	10
● その他、業務に関連して評価すべき項目があるか。	
成	30
<ul> <li>類似業務については実施件数のみならず、業務の分野 (内容)と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に 評価する。特に評価する類似案件としては、電力セク ター人材育成に関する各種支援業務とする。</li> <li>概ね過去 10 年までの類似案件を対象とし、より最近 のものに対し高い評価を与える。</li> </ul>	20
<ul><li>● 発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格、業務 経験などがあるか。</li><li>● その他、業務に関連して評価すべき項目があるか。</li></ul>	10
	評価する。特に評価する類似案件としては、インストラクショナル・デザイン(教育設計)に関する各種支援業務とする。  ● 概ね過去20年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。  ● 最近10 年の総括経験にプライオリティをおき評価する。  ● 発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格、業務経験などがあるか。  その他、業務に関連して評価すべき項目があるか。  が  「  「  類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、電力セクター人材育成に関する各種支援業務とする。  「  概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。  ● 発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格、業務経験などがあるか。

## 第4 経費に係る留意点

## 1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書に規定されている業務の内容を十分理解した うえで、必要な経費を積算してください。見積書作成の上での留意点は以下のとおり です。

(1) 可能な範囲で詳細な内訳をつけて見積書を作成してください。当該業務の実施において想定される経費の費目構成は、以下のとおりです。見積書の様式は任意としますが、これらの費目を網羅するようにしてください。なお、必要に応じ、項目の統合、削除、追加することも可能です。この場合、プロポーザルにもその旨記載ください。

## <想定される経費の費目構成>

## 1)業務の報酬:

各業務従事者の日額の報酬単価を設定し、想定される人日を乗じて業務の報酬の総額を計算してください。報酬には人件費、管理費及び下記(2)に示す直接経費以外の本件実施に係る全ての諸経費を含むこととします。

## 2) 直接経費:

- ① 成果物等の作成に係る印刷費用
- ② 遠隔研修実施諸費(謝金、翻訳料、教材作成費·購入費、資機材借料、損料、業務用機材等)
- ③ オンデマンド教材作成費(再委託)については、入札時点でその適切な見積もりが困難であることから、15,000 千円(5,000 千円×3 テーマ)として定額計上ください。
- ④ 仮想現実(VR)や拡張現実(AR)など、新たな技術の試行的な導入効果を 検証することが有効と考えられる場合は、必要な経費を計上ください。
- ⑤ 関係者との連絡において、有料のオンラインツールを利用する場合は、必要な経費を計上ください。
- (2)消費税を計上してください。
- (3) 契約交渉順位一位となった応募者については、上記(1)で作成いただいた見 積書及び内訳書に基づき契約交渉を行い、各業務に係る経費の契約金額および 精算対象とする経費を決定します。契約交渉の際には、経費の妥当性を確認す るため、より詳細な内訳や見積書の各金額の根拠資料も提出いただきます。
- (4)契約交渉が成立した場合、上記契約交渉を踏まえた最終見積書を提出いただき ます。最終見積書の形式については契約交渉時に決定します。

## 2. 見積り額の上限

見積りに当たっては、69,817千円(税込み)を上限として積算ください。

## 3. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

受注者は業務完了にあたって経費精算報告書を作成し、実績を確認できる書類を添付 して提出する。発注者は精算報告書を検査し、検査結果及び精算金額を通知する。受 注者は同通知に基づき、請求書を発行する。発注者は受注者からの請求に基づき、契 約金額内訳書に定められた単価及び実績により支払を行う。

## 3. その他留意事項

- (1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名(支払者)、③領収書発行者(支払先)、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。
- (2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

以上

別添 積算様式

_	*** 3/4 ~ +D IIII	_
1	業務の報酬	円

担当業務	単価(円/日)	人日	小計
合計			

## 2 直接経費 円

費目	金額
オンデマンド教材作成費(再委託)	15,000,000 円(定額計上)
合計	

3	業務経費 (=1+2)	円
4	消費税等額(=3×消費税率)	円
5	合計(=3+4)	円

## 第5 契約書(案)

## 業務委託契約書

1. 業務名称 資源・エネルギー分野課題別研修に関する支援業務

2. 契約金額 金00,000,000円

(内 消費税及び地方消費税の合計額 0,000,000円)

3. 履行期間 2021年2月 日から

2022年3月 日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という。)と ●●●●(以下「受注者」という。)とはおのおの対等な立場における合意に基づい て、次の条項によって契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実に これを履行するものとする。

## (総 則)

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書 I 「業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)に定義する業務を、善良な管理者の注意義務をもって誠実に履行し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
  - 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
  - 3 頭書の「契約金額」に記載の「消費税及び地方消費税」(以下「消費税等」という。)とは、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づくものである。
  - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
  - 5 本契約の履行及び業務の実施(安全対策を含む。)に関し、受注者から発注者に 提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条に定義する監督職員を経 由して提出するものとする。
  - 6 前項の書類は、第5条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
  - 7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。
  - 8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく 賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

## (業務計画書)

第2条 受注者は、本契約締結日から起算して 10 営業日(営業日とは国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。)以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

## (権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

## (再委託又は下請負の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
  - 2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。
  - (1) 受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。
  - (2)発注者は、受注者に対して、受託者又は下請負人の名称その他必要な事項の 通知を求めることができる。
  - (3) 第 18 条第 1 項第 8 号イからトまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

## (監督職員)

- 第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構 社会基盤部資源・エネルギーグループ課長にある者を監督職員と定める。
  - 2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権 限を有する。
    - (1) 第1条第5項に定める書類の受理
    - (2)本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、 承諾及び協議
  - (3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会
  - 3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。
  - (1)指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権 限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
  - (2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌 権限に基づき了解することをいう。
  - (3)協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

- (4) 立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書 に基づき業務が行われているかを確認することをいう。
- 4 第2項第2号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録することとする。
- 5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第 2 項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。
- 6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本契約の業務の履行状況の報告を求めることができる。

## (業務責任者)

- 第6条 受注者は、本契約の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。
  - 2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、業務の実施についての総括 管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。
  - 3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

## (業務内容の変更)

- 第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。
  - 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により 業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
  - 3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
  - 4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

## (一般的損害)

第8条 業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

## (第三者に及ぼした損害)

- 第9条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。
  - 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき

事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者 の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったと きは、この限りでない。

3 前二項の場合において、その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

## (検査)

- 第 10 条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第 14 条に規定する経費確定(精算)報告書に代えて、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」(以下「契約金額内訳書」という。)に規定する単価等に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。
  - 2 業務の完了前に、業務仕様書において可分な業務として規定される一部業務が 完了した場合は、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することがで きる。発注者が受注者に対し、当該部分業務に係る業務完了届の提出を求めたと きは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。
  - 3 発注者は、前2項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

## (債務不履行)

第 11 条 受注者の責に帰すべき理由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられない場合は、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

## (成果物等の取扱い)

- 第12条 受注者は、業務仕様書に成果物(以下「成果物」という。)が規定されている場合は、成果物を、業務仕様書に成果物が規定されていない場合は、業務実施報告書(以下「業務実施報告書」という。)を、第10条第1項及び第2項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、第10条第3項に規定する検査を受けるものとする。
  - 2 前項の場合において、第 10 条第 3 項に定める検査の結果、成果物及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、第 10 条第 3 項の規定を準用する。
  - 3 受注者は、業務仕様書に業務提出物(以下、「業務提出物」という。)が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定(内容、形態、部数、期限等)に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。
  - 4 受注者が提出した成果物、業務実施報告書及び業務提出物(以下総称して「成果物等」という。)の所有権は、それぞれ第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。
  - 5 受注者が提出した成果物等の著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を

含む。)は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第 10 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分の利用又は改変については、受注者は発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、成果物等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。

6 前項の規定は、第11条、第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項の 規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

## (成果物等の瑕疵担保)

- 第 13 条 発注者は、前条第 4 項による所有権の移転後において、当該成果物等に瑕疵が発見された場合は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
  - 2 前項において受注者が負うべき責任は、前条第1項及び2項の検査の合格をもって免れるものではない。
  - 3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、前条第4項の所有権の 移転後、1年以内に行わなければならない。

## (経費の確定)

- 第 14 条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、 経費確定(精算)報告書(以下「経費報告書」という。)を提出しなければならな い。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日 時までに提出するものとする。
  - 2 受注者は、第 10 条第 2 項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
  - 3 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行う に当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出し なければならない。
  - 4 発注者は、第1項及び第2項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、契約金額の範囲内で発注者が支払うべき額(以下「確定金額」という。) として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して30日以内に、これを受注者に通知しなければならない。
  - 5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。
  - (1)業務の対価(報酬)

契約金額の範囲内において、定められた単価及び実績による。

## (支払)

- 第15条 受注者は、第10条第3項による検査に合格し、前条第4項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。
  - 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から 起算して30日以内に支払を行わなければならない。
  - 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

## (履行遅滞の場合における損害の賠償)

- 第 16 条 受注者の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品の引き渡しを請求することができる。
  - 2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた部分に相当する金額 を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額と する。
  - 3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が支払義務を負う契約金額の支払が 遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

## (天災その他の不可抗力の扱い)

- 第 17 条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であって、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの(以下「不可抗力」という。)により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない、また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。
  - 2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は 契約違反とはみなさない。

## (発注者の解除権)

- 第 18 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
  - (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと 明らかに認められるとき。
  - (2)受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
  - (3)受注者が第20条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、 本契約の履行を果たさないとき。
  - (4) 第23条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
  - (5) 受注者に不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける

行為をしたとき。

- (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。
  - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜 ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反 社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定す るところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会勢 カ」という。)であると認められるとき。
  - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
  - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - 二 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
  - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - へ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながら これを不当に利用するなどしているとき。
  - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される べき関係を有しているとき。
  - チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相 手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契 約を締結したと認められるとき。
  - リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
  - ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共 団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合(前項第 4 号の場合を除く。)は、 受注者は発注者に対し契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合に は、変更後の契約金額とする。)の10分の1に相当する金額を違約金として、発 注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、 発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に 対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

## (発注者のその他の解除権)

- 第 19 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なく とも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することがで きる。
  - 2 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用に契約業務を完成したとすれば収得しえたであろう利益を合算した金額とする。

## (受注者の解除権)

- 第 20 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
  - 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

## (解除に伴う措置)

第21条 発注者は、本契約が解除された場合においては、業務の出来高部分のうち、 検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた ときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する発注済金額を支払わなけれ ばならない。

## (調査・措置)

- 第22条 受注者が、第18条第1項各号又は第23条第1項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。
  - 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無 を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると 認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査 を行うことができるものとする。
  - 3 発注者は、第18条第1項各号又は第23条第1項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
  - 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

## (重大な不正行為に係る違約金)

- 第 23 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行 使の有無にかかわらず、受注者は契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする)の 10 分の 2 に相当する金額を違約金 として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。
  - (1)次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法 (明治40年法律第45号)第198条(贈賄)又は不正競争防止法(平成5年法 律第47号)第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違 反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の 法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関に

- よる最終処分がなされたときも同様とする。
- イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的
- ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)
- (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下、「独占禁止法」)第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3)公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の 業務の実施に関して独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付 を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又はその意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、 その役員又は使用人)が、本契約の業務の実施に関し、刑法第96条の6(公契 約関係競売等妨害)、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条1号及び2号 に違反する行為を行い刑が確定したとき。
- (5)第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者 (受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか)が 認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申 告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のた め適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、 受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、か つ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置 を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額するこ とができる。
- (6) 第 14 条に定める経費確定(精算)報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、 同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、 減額後の金額は契約金額の10分の2を下ることはない。
- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 18 条第 2 項に規定する違約金及び 賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第1条第8項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、第2号に掲げる者のうち当該違反行為を知

- りながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。
- (1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者
- (2)第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、 当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員(以下「免責構成員」という。)がいる場合は、当該 共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯し て支払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

## (賠償金等の徴収)

- 第 24 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年 2.7 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追加徴収する。
  - 2 前項の追加徴収をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.7 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

## (秘密の保持)

- 第 25 条 受注者(第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。)は、業務の実施上知り得た情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。
  - (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
  - (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
  - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
  - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
  - (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
  - (6)法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
  - (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
  - 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又 は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
  - 3 受注者は、本契約の業務に従事する者(下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。)が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報 を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収そ の他必要な措置を講じなければならない。
  - 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違 反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措 置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければな

らない。

- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

## (個人情報保護)

- 第26条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報(「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。)第2条第5項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。)を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。
  - (1)業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
    - イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、 提供、複製してはならない。
    - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
  - (2)業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
  - (3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。
  - (4)保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則(平成17年細則(総)第11号)を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。
  - (5)発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
  - (6)保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生 したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずる とともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
  - (7) 受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
  - 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人

情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善 を指示することができる。

3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

## (情報セキュリティ)

第27条 受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程(平成29年規程(情) 第14号)及び情報セキュリティ管理細則(平成29年細則(情)第11号)を準用 し、当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

## (安全対策)

第 28 条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努める ものとする。

## (業務災害補償等)

第 29 条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者 等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任 と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるも のとする。

## (海外での安全対策)

- 第30条 業務仕様書において海外での業務が規定されている場合、受注者は、第28 条及び前条の規定を踏まえ、少なくとも以下の安全対策を講じるものとする。
  - (1)業務従事者等について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。ただ し、業務従事者等の派遣事務(航空券及び日当・宿泊料の支給)を発注者が実 施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保するときは、この限りでは ない。
    - ・死亡・後遺障害
- 3.000 万円 (以上)
- ・治療・救援費用
- 5.000万円(以上)
- (2)業務を実施する国・地域への到着後、速やかに滞在中の緊急連絡網を作成し、 前号の付保内容と併せ、発注者の在外事務所等に提出する。なお、業務従事者 等が3ヵ月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を当該国・地域の在外公 館に提出させる。
- (3)業務を実施する国・地域への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録システム「たびレジ」に、業務従事者等の渡航情報を登録する。
- (4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト(国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER)上で提供する安全対策研修(Web 版)を業務従事者等に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない者については、この限りではない。
- (5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置 (渡航措置及び 行動規範) を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者よ り、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂 後の同措置の遵守を徹底する。

2 第 28 条及び前条の規定にかかわらず、海外での業務について、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、発注者は、受注者と共同で又は受注者に代わって、受注者の業務従事者等に対し安全対策措置のための指示を行うことができるものとする。

## (業務引継に関する留意事項)

第 31 条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約の業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めによるところに従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

## (契約の公表)

- 第 32 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般 に公表されることに同意するものとする。
  - 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
    - (1)発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
    - (2)発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
  - 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
    - (1)前項第1号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)
    - (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
    - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
  - 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

## (準拠法)

第33条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

## (契約外の事項)

第 34 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、 必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

#### (合意管轄)

第 35 条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何 を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とす る。 本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通 を保持する。

受注者

2021年2月 日

発注者 東京都千代田区二番町5番地25 独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理 事 〇〇 〇〇

## [附属書 I ]

**業 務 仕 様 書** (本入札説明書の第2に基づき作成されます。)

## [附属書Ⅱ]

## 契約単価表

(本企画競争説明書の積算様式に基づき作成されます。)

## 様式集

- ■競争参加資格確認に関する様式
  - 1. 各種書類受領書(次ページに PDF でも添付しています)
  - 2. 競争参加資格確認申請書
  - 3. 委任状
  - 4. 共同企業体結成届 (共同企業体の結成を希望する場合)
  - 5. 質問書
  - 6. 辞退理由書
- ■プロポーザル作成に関する様式
  - 1. プロポーザルおよび見積書提出頭紙
  - 2. プロポーザル表紙
  - 3. プロポーザル参考様式(別の様式でも提出可)
- 以上の参考様式のデータは、以下のサイトよりダウンロードできます。

国際協力機構ホームページ (https://www.jica.go.jp )

- →「調達情報」
- →「調達ガイドライン、様式」
- →「様式 プロポーザル方式 (国内向け物品・役務等)」

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html)

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

- 宛先:独立行政法人国際協力機構 本部 契約担当役 理事
- ・業務名称:資源・エネルギー分野課題別研修に関する支援業務
- ·調達管理番号: 20a00958
- •公示日: 2021年1月6日

## 各種書類受領書

(国内向け物品・役務の調達)

以下に記入のうえ2部作成し、書類とともにご提出ください(手書き可)。

※国契-〇〇-〇〇〇 もしくは 調達管理番号△△△△△△△△Aは入札説明書にいずれかが記載されていますので、どちらか一方を入れてください(2020年度以降は、調達管理番号のみになります)。

公告番号※					
業務名称					
貴社名					
ご担当者部署名		ご担当者名			
メールアドレス	@	電話番号	ı	-	
提出書類(口に	チェックを入れてください)				
競争参加資格確					
【1】全案件に	共通で必要な書類				
□競争参加資格₹	確認申請書(所定の様式)				
□全省庁統一資材	洛審査結果通知書(写)				
□資格確認結果	通知返信用封筒(定形サイズ。所定料金の切手貼付)				
口共同企業体結局	或届及び共同企業体構成員の資格確認書類(共同企業体 <i>を</i>	結成する場	合)		
  【2】入村./企画	<b>副競争説明書に記載がある場合に必要な書類</b>				
	算が確定した過去3会計年度分)				
□ □秘密情報の取	扱いにかかる競争参加者の社内規則				
 □競争参加者に	系る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図				
	発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比	率			
	取締役(監査等委員を含む。)の略歴				
	ティに関する資格・認証等(取得している場合)				
(	ロその他(書類名をご記入ください) ( )				
□下見積書(正	1部)				
	こ応じ、入札/企画競争説明書に記載されている場合				
	方式」(原則として、競争参加資格確認申請書提出時)				
□類似業務実績・					
口配置予定者の					
	要件証明書類(写)(名称:			)	
				,	
	<b>方式」</b> <u>(原則として、技術提案書提出時)</u>				
	正1部、写部) -				
口入札書(厳封1部)					
口技術審査結果通知返信用封筒(定形サイズ。所定料金の切手貼付)					
「企画競争」 (原則として、プロポーザル提出時)					
ロプロポーザル (正1部、写部)					
口見積書(正1部、写1部)					
□評価結果通知返信用封筒(定形サイズ。所定料金の切手貼付)					
□機密保持誓約書					
ロその他(書類名をご記入ください)					
(				)	
□配布/貸与資料					
□受領済み資料の					

独立行政法人国際協力機構 調達部受領印

## 手続·締切日時一覧(20a00958)

## 公告日 2021/1/6

|--|

No.	入札説明書該当箇所	授受方法	提出期限、該当期間	メール件名	備考
3	企画競争説明書に対する質問の提出	メール	公告日から2021年1月14日 (木) 正午まで	【質問】(調達管理番号)_(法人名)_入札説明書	-
4	質問に対する機構からの回答掲載	メール	2021年1月20日(水) 1 6 時以降	_	機構がHPに掲載。但し、質問がない場合は、掲載はありません。
5	競争参加資格申請の提出	メール	2021 年1月26日(火)正午まで	【提出】(調達管理番号)_(法人名)_競争参加申請書	_
6	競争参加資格申請のパスワードの提出	メール	同上	【PW】(調達管理番号)_(法人名)_競争参加申請書	_
7	競争参加資格確認結果の通知	メール	2021年1月28日(木)まで		機構から通知します。
8	プロポーザル・見積書のGIGAPODフォルダ 作成依頼	メール	提出期限の4営業日~1営業日前の正午まで	【作成依頼】プロポーザル・見積書提出用フォルダ_(調達管理番号)_(法人名)	-
9	プロポーザル・見積書の提出	GIGAPOD	2021年1月29日(金)正午まで	_	電子提出方法のご案内のとおりです。
10	プロポーザル・見積書の格納完了の連絡	メール	同上	【格納完了】(調達管理番号)_(法人名) _プロポーザル・見積書	_
11	プロポーザルのパスワードの提出	メール	同上	【PW】(調達管理番号)_(法人名)_プロポーザル	見積書のPWは、入札会まで送付厳禁です。
13	プロポーザルの評価結果の通知	メール	2021年2月4日(木)まで	_	_
14	見積書のパスワードの提出	メール	交渉順位決定時	【PW】 (調達管理番号) _ (法人名) _見積書	契約交渉順位決定時に機構から送付依頼の連絡をします。